

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷四十四第

行發日一月二年二十和昭

論叢

新宮涼庭の經濟思想

經濟學博士

本庄榮治郎

相續税の高さ

法學博士

神戸正雄

固定資本の性質

文學博士

高田保馬

時論

税制整理案を論ず

經濟學博士

汐見三郎

研究

ルーテル經濟觀の基礎

經濟學士

澤崎堅造

投資を越ゆる貯蓄の過剩

經濟學士

飯田藤次

獨逸兼營主義銀行における交互計算業務

經濟學士

田杉競

獨逸財政學と租稅轉嫁論

經濟學士

島恭彦

說苑

英吉利の對蘇輸出信用保證について

經濟學博士

小島昌太郎

ナチスに於ける共同體の概念

經濟學士

中川與之助

晝間移動人口論

經濟學士

青盛和雄

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

税制整理案を論ず

汐 見 三 郎

第一 赤字財政の克服と新租税制度の確立

税制整理案はいよ／＼議會に提出せられた。租税協賛権は豫算協賛権と共に議會の重大職務であるから、議會は決して税制整理案を鵠呑みにしてはならない。特に衆議院は國民生活を安定せしめ、國策を樹立すると云ふ二つの立場より充分なる検討を加ふべきであらう。併し議會の行動は反對の爲めの反對であつてはならず、多分に建設的分子を含まねばならぬ。随つて税制整理案の修正なるものも必ずしも税率の引下げのみを意味するのでなく、時には税率を増し又は新税目を加へる事も考へられるのである。かくて税制整理案を批判するに當つては、先づ増税の出發點たる赤字財政の克服より始めねばならぬ。

従來我國の財政は、將來一年に亙る計畫たる豫算の他に、將來十年に亙る見透しをつける爲めに最近十年間歳入歳出概計表たる財政計畫を發表してゐたのである。然るに過去五年間と云ふものは、經常部豫算に於て歳出と歳入の辻褄が形式的に合つてゐるに止まり、實質的に之を見れば、常に不足を告げてゐるのである。經常部の赤字の計算については、種々の意見が行はれてゐるが、筆者の見所では、昭和十一年度豫算に於て二億圓以上を上るのである。最近發表せられたる昭和十二年度豫算は、歳出經常部十七億圓にして歳入經常部二十億圓より三

億圓少いのであるが、歳出臨時部に計上せられてゐる滿洲事件費その他を經常費と解釋すると、先づ以て收支の均衡が保たれる譯である。昭和十一年度迄の經常的赤字財政が將來にも續く事となると、悪性インフレーションが起り、急激なる物價騰貴によつて財界を害し、國民生活を危ふくする懼がある。幸にして昭和十二年度豫算は、増税その他の方法により經常的赤字を喰止めんとしてゐるから、我財政の最も弱い點が除かれる譯である。

經常部赤字を克服する最も大なる財源は、何と言つても増税である。増税を行ふに當り軒並みに税率を動かすとか、二三の租税を改めるとかの小刀細工の方法があるが、此度はかゝる局部的改正に満足せず、現代經濟機構の實力に應じて根本的改革を行つたのである。

第一は中央財政と地方財政とに通ずる税制の根本的改革である。我國の財政の缺陷は中央財政よりも寧ろ地方財政に存してゐる。現に農山漁村が租税負擔の爲めに苦しんでゐるのは國税にあらすして地方税である。市部が國税一圓に對し地方税一圓を負擔するに反し、郡部は國税一圓に對し、地方税三圓五十錢を負擔してゐる。若し中央財政のみを眼中に置いて税制を整理してゐると、結局は農山漁村は窒息状態に陥らざるを得ない。茲に増税を行ふに當つても、中央財政と地方財政との兩者を一體として考へ、都鄙の間に不合理なる差別待遇をつけない様に注意したのである。

第二の問題として直接税と間接税との何れに増税するかを考へねばならぬ。我國に於ては從來は間接消費税が租税總額の約六割を占め、所謂大衆課税偏重の嫌ひがあつた。今度は間接消費税を二割方引上げたのであるが、それよりも寧ろ直接國税の引上げに重きを置き、兩者の均衡を保つ事に努力したのである。論者の中には間接税の

みを増徴すべしと唱へた人もあつた。併しいやしくも國民生活の安定を志す以上は乗り難い相談である。又曰く、増税は直接税のみに止むべしと。併し直接税の引上げによつて巨額の經常費を支辨せんとせば、現代經濟機構を動搖せしめる恐れあり、之れ亦避ける必要がある。要するに増税を直接税と間接税との兩方面に於て行ひ、増徴の程度は直接税に重くしたのである。

第三は動産と不動産との負擔の均衡を保つた事である。我國の不動産は、所得税に於て収益税に於て相續税に於て動産とは比較にならぬ程重く課税せられてゐるのである。有價證券の發達の幼稚なる時に於ては、之を優待するのも止むを得ない所であらう。併し今日は動産中心時代と稱せられる程に有價證券その他の動産が重きをなし、現代資本主義の花形となつてゐるのであるから、之に過度の保護を與へ租税上の治外法權を認める事は穩當でない。之れ動産と不動産との課税に對して相當の改正を行ひ、國家經費の増加は主として動産をして負擔せしめんとする所以である。

第四は法人と個人との負擔の均衡をはかる事である。過去に於ける企業形態は、殆んど個人に限られ、法人組織は之を獎勵せねば發達し得ない情勢にあつた。然るに今日に於ては企業と云ふ程のものは、殆んど法人組織をとる。法人を除いては財界を語る事が出来ない事情になつてゐる。然るに法人の税率が個人に比して餘りにも低く、且つその税法が極めて幼稚であるから、増税の際にも個人以上に法人に頼つたのである。

第五は非常時財源の涵養である。兵器の如きも平時より之を準備する必要あり、平素の準備如何によつて戰爭の勝敗が左右せられると云ふ程である。此の意味に於て戰時財政もその趣を同じくし、平時に戰時財政の軌道が

出来てゐるか如何かによつて、或は戦時財政は軌道を進み又は無軌道に走るのである。戦争が勃發すれば、如何なる租税負擔にも耐へる覺悟があると云ふ人があるが、それでは非常時の間に合はない事となる。あたかもそれは宣戦が布告せられてから兵器をとゝのへると同様である。我國の税目を眺めると、戦時財政に適するものが極めて少く、之れでは非常事勃發の際に激増する赤字公債の利子を支辨するに困難を感じ財界が相當に混亂する事を心配する人もある。之れ財産税と取引税とが考へられてゐる所以である。

第六は税務行政の刷新である。同じ金額の租税を負擔するのでも明期に迅速に事が運ばば苦痛が少いが、能率悪く徴收せられると人心に悪影響を與へる。税務行政關係者を量と質との兩方面に於て進歩せしめ、封建的精神より解放し近代的色彩を加へる必要がある。

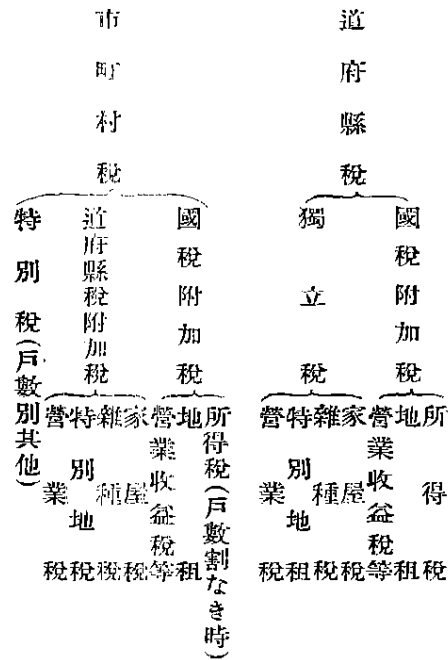
以上の六目標を掲げて立案したのが今日の税制整理案である。之れ本案が租税に根本的改革を行ふものと云はれる所以である。

赤字財政を克服し同時に新租税制度を樹立する事が税制整理の眼目となつてゐる。然らば新租税制度案が如何なる内容を持つてゐるか、以下現租税制度と比較して之を研究し度い。

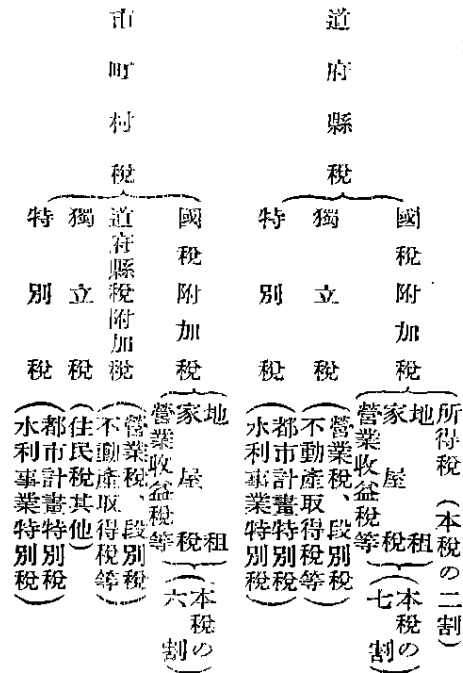
第二 現租税制度と新租税制度案との比較

税制整理案は現租税制度の繼ぎ剥ぎでなく全體として一つの有機的統一體をなしてゐる。従つて「舊税は良税なり、新税は悪税なり」との信條に基き、現在の租税制度を墨守せんとする人にとつてはかなり思ひ切つたものである。同時に財界の實狀を一切無視して、高踏的なるユートピヤを描く人にとつては喰ひ足らぬかも知れぬ。併

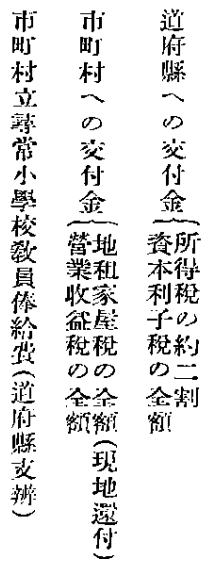
二、地方税體系、



二、地方税體系



三、地方財政調整交付金體系



本表を見て第一に氣付く事は、從來の國稅體系と地方税體系との二本立てとならんで地方財政調整交付金の體系が新たに設けられ三本立てとなつた事である。地方財政調整交付金は内務省地方局が始めて唱へ各政黨が擧つて之を支持したのであつたが、高橋大藏大臣の反對の爲めに成立せず、僅かに臨時町村財政補給金なる形で其の精神を傳へたのである。此度び馬場大藏大臣が之を採用した事は大に意義のある所である。地方財政調整交付金

は三つの方法を有してゐる。第一は道府縣に所得税の二割と資本利子税の全額とを一定標準に基き交付する方法である。第二は市町村への交付金であるが、家屋税と地租とは徴收地たる市町村に其のまゝに還付し營業收益税は一定標準に基き市町村に交付するのである。嘗て政友會の唱へてゐた兩稅委讓論の精神は之により達せられた譯である。第三は市町村立尋常小學校教員俸給費を道府縣で支辨する事であつて、市町村は尋常小學校の教員俸給費を一切負擔しなくて済むのである。民政黨の主張してゐた義務教育費全額國庫負擔の原則は多少の變形はあるが之を確立したのであつた。かく考へると地方財政調整交付金の立法は正に一石三鳥である。

地方稅體系等として注目すべきは、從來は道府縣稅であつた家屋稅が中央に移管せられて國稅となつた事と地租、家屋稅、營業收益稅の附加稅が本稅の十三割（道府縣附加稅が七割、市町村附加稅が六割）を越ゆるを得なくなつた事と所得稅の附加稅が本稅の三割（道府縣稅附加稅が一割、道府縣へ交付する地方財政調整交付金が一割）を越ゆるを得なくなつた事と雜種稅特別稅を整理した事と戶數割を廢止し其の代りに所得稅を納めてゐない人に十圓以下の住民稅を設けた事とである。帝國農會は之により農民の負擔が地主と云はず小作農と云はず自作農と云はず大體に於て半減するものと傳へてゐる。租稅負擔の不公平による都市と農村との相剋が除去せられ、地方稅重壓を緩和する事によつて生ずる農村の購買力の増加が都市の產業界金融界を刺戟する事となれば、それだけでも新稅法案は大なる效果を齎す事となるのである。

國稅體系の改正について最も中心となる問題は所得稅の改正である。法人の課稅が從來よりも重くなつた事と第二種所得を第三種所得に綜合する事を原則にした事と國債利子に課稅する事と株式配當金に對しては四割控除

を廢止すると共に其の元本を得るに要したる負債の利子を控除する事と免稅點を千二百圓より千圓に下げた事と累進稅率を相當思ひ切つて引上げた事とが改正の要點である。

收益稅は家屋稅を國稅に移管する事によつて動產(資本利子稅)不動產(地租・家屋稅)營業(營業收益稅)の三方面に筋が通る事となる。營業收益稅は免稅點を四百圓より六百圓に引上げ小營業者の負擔を輕からしめた。資本利子稅は國債利子を除き凡て稅率を引上げ從來の一本立てを三本立てに改めたのである。尙、資本利子稅は道府縣への地方財政調整交付金に之を繰入れ、地租と家屋稅と營業收益稅とは市町村への地方財政調整交付金に之を繰入れたから、收益稅の財源は中央財政の收入にはならないのである。かくて中央財政に於ては財産稅が收益稅に代り所得稅を補完する役目をつとめる譯となつてゐる。

動的財産稅たる相續稅の稅率は大幅に引上げられたが、課稅價格三萬圓以下の家督相續については扶養家族控除(課稅價格より相續開始當時被相續人と同居せる家族中年齡十八歳未満若は六十歳以上の者又は不具廢疾者一人に付千圓を控除す)を認め、不動産が過半を占めてゐる財産には年賦延納期間を七年より十年に延長したのである。靜的財産稅たる財産稅は所得稅を補完する意味に於て同時に非常時財源を平時より用意する意味で設けられたのである。法人の財産稅は各事業年度の資本金額に對し千分の一・五の稅率を賦課し法人は少くとも十五圓の財産稅を納める事となつてゐる。個人の財産稅は三萬圓以上の財産のみに課し稅率は千分の一である。個人の財産の價格は原則として毎年一月一日現在によるのであるが、土地又は建物の價格と借地法に依る借地權の價格と地上權及永小作權の價格(其の賃貸價格に倍數を乗ず)と國債、地方債、社債又は株式と定期金若は郵便年金又

は此等の性質を有する給付を受くる権利等については例外的に特別の規定が設けられてゐる。個人財産に關する此の評價方法は單に財産税に適用せられるのみならず相続税及び登録税にも應用を見るのである。尙、營利を目的とせざる法人にして所得税法其他の法律に依り所得税を課せられない者には財産税を課せず、更に個人の財産であつても(一)地租法其他の法律に依り地租を課せざる土地及其の土地に生立する竹木 (二)家屋税法に依り家屋税を課せざる建物 (三)國寶、重要美術品及史蹟名勝天然記念物 (四)家寶及生活に必要な家具、什器、衣服、裝身具等には財産税を課しない事となつてゐる。

流通税としては従來は價格流通税のみが發達してゐたが、今度は財産流通税として有價證券移轉税と取引税とを設け體系を整理したのである。印紙税は或は税率を引上げ又は比例税を階級税に變更したのである。取引所取引税は税率を引上げる事とした。登録税は、不動産及び船舶については率を引下げ、其他の場合には率を引上げたのである。有價證券移轉税は國債證券、地方債證券、社債券、産業債券、商工債券、株券及外國證券を賣買、交換、贈與、遺贈等の原因により取得したる者に課するのである。税率は國債證券については取得價額の萬分の五、其他の有價證券については萬分の十となつてゐる。但し有價證券仲買人を買受人とする場合(國債證券は萬分の二、其他は萬分の四)と取引所の實物市場に於ける賣買に依る移轉の場合(國債は萬分の三・五、其他は萬分の七)とに輕減を加へてゐる。取引税は營業者に對し其の營業(個人營業收益税法に云ふ所の營業と大體同じ)として行ふ取引に課税するものであつて、普通の税率は千分の一であるが百貨店業者の百貨店に於ける取引については千分の三を課する事となつてゐる。但し前年中の取引金額が三萬圓に満たない時には其の年四月一日より翌年三

月卅一日までの期間の取引につき取引税を納める事を要しない。又有價證券移轉税又は取引所取引税を課せられる取引には流通税間の二重課税を避ける爲めに取引税を課しない事となつてゐるが、取引所取引税を課せられる商品の賣買取引にして受渡により決濟せられたるものには取引税を課するのである。取引税を課せない取引としては(一)政府の發行する官報及印紙切手類の販賣 (二)政府の專賣品の販賣 (三)政府又は日本銀行に對する貨幣地金の販賣 (四)政府に納入する軍艦、兵器及び彈藥の製造又は販賣 (五)新聞紙法による新聞紙の發行、販賣又は取次 (六)小學校の教科用圖書の發行販賣又は取次 (七)米穀の販賣、仲立、取次又は精白 (八)繭蠶種及び蠶糸の製造、販賣、仲立又は取次 (九)肥料の製造、販賣、仲立又は取次 (十)水道條例による水の供給 (十一)再保險 (十二)輸出取引 (十三)自己の收獲したる農産物、林産物、畜産物若くは水産物の販賣又はこれを原料として製造若くは加工したる物の販賣が擧げられてゐる。

消費税についてはマツチ税の如き新税を起したり又は通行税、醬油税、綿織物消費税の如き舊税を復活する意見があつたが此等の大衆課税は凡て中止した。然し燃料國策として揮發油税を新たに起す外に酒税と專賣局益金と砂糖消費税と織物消費税とを凡て引上げた。但し直接國税の引上げに比すると間接消費税の引上げが極めて程度の軽いものであるのは之を忘れてはならぬ。消費税の中で最も重大なるは酒税であり特に今度の酒税法の創設は實に劃期的立法として注目に値する。從來の酒造税法、酒精及酒精含有飲料税法、麥酒税法等の八法律を廢止して酒税法を新たに制定したのである。酒類を第一類清酒(釀造清酒)、第二類清酒(合成清酒)、白酒、味淋、麥酒、果實酒、雜種とに分ち、力を注いだのは第一類清酒である。即ち酒税は増税せられたが、庫出税制度と從質税制

度と販賣免許制度とを併用したから業者に對しては打撃が極めて少い筈である。砂糖消費税は税率の引上と飴の課税と砂糖課税標本色相の改正とに於て注目すべき整理が行はれた。

最後に注目すべきは、新税として輸出統制税と外國貿易統計税と云ふ目的税が設けられた事である。輸出統制税は外國貿易の進展の爲めに必要な經費に充つるため輸出又は積戻する特定物品の發送價格を課税標準として輸出又は積戻の申告者より徴收するものである。百分の一又は千分の五の輕率であり且つ目的税であるから業者を壓迫する事は無い筈である。外國貿易統計税は、求償制度とか割當制度とかの行はれてゐる今日に於ては、外國貿易統計を改善する爲めに是非共に必要のものである。我國の外國貿易統計の中で價額が比較的正確に判つてゐるのは、輸入貿易中の有税品中の而も從價税の行はれてゐる品目のみに限られてゐる。輸出貿易の全部、輸入貿易中の無税品の全部、從量税の行はれてゐるものの全部は可なり缺點ある方法で價額が算出せられてゐる。特に爲替相場の動搖の烈しき今日に於ては外國貿易統計の完備は焦眉の急である。外國貿易統計税は僅か千分の一の輕率であるが、此の方面に多大の貢獻をするものと信じてゐる。

第三 新租税制度案に對する批判

三十億圓の劃期的豫算を編成する必要に迫られ、其れが齎す副作用を消去し財政財界の安全感を保つ爲めに行はれたのが今回の税制整理案である。かくして六億圓の國税を増し三億圓の地方税を減する大事業が講ぜられてゐる。この税制整理案を貫いてゐる精神は社會正義の要求であるが同時に現代經濟機構を圓滿に運行せしめ以て財界をして安定を保たしめる様に努力せねばならぬ。社會正義を過度に要求する事は現代經濟機構を自ら體を否

定する事にもなるが、財界の目先の安定に執着するの餘り社會正義の要求を全面的に拒絶する事は却て現代社會の存立を危くする結果となる。

原則的に云つて筆者は今回の税制整理案の精神に共鳴するものである。臨時部の赤字を赤字公債で賄ふのはやむを得ないとしても、赤字公債の利息を更に赤字公債で賄ふと云ふ式の財政政策であると、現代經濟機構の將來を暗からしめるからである。特に赤字公債の消化力が問題となり物價騰貴爲替動搖が云々せられてゐる際であるから、經常費は經常收入を以て之を支辨せよとの原則を嚴守すべく此點に於て筆者は税制整理案に絶対に賛成である。然らば如何にして増税を行ふかとなると、六目標を掲げ以て根本的税制改革に邁進する點に於て政府案と意見を同じくする。然し政府案は少しく行き過ぎではなからうか、多少の修正を加ふる必要なきを思ふが故に、此の意味に於て條件附賛成である。然るに税制整理案に對し財界の發表したる意見を見るに、筆者とは餘りにも時代の認識を異にしてゐるのである。順序を追ひ具體的に説明を加へたい。

第一に考ふべきは中央財政と地方財政とに通ずる根本的的改革であるが、地方附加税の制限を嚴守する事と不公平の聯想を伴ふ戸數割を此際に全廢する事によつて農山漁村の租税重壓を少しでも緩和せしめ以て國民生活の安定を期する必要がある。此點に於ては誰しも異存の無い筈であるが、論者の中には地方財政調整交付金の原則それ自體に疑を挿む人もあり戸數割を半額は存せしむべしと云ふ人もある。地方財政調整交付金は政黨こそづて之を支持し内閣審議會が之を採用し已に決定したる問題でないか。戸數割は條文の完全し實情の伴はざる之より甚だしきは無しと云はれてゐるのであるが、半額を存置せしめるとは何を意味するのであらうか。都市に於ては

所得稅附加稅が本稅の半額見當なるに拘らず農山漁村には戶數割が所得稅の數倍に上る所がある。農山漁村は都市よりも重く租稅を負擔すべしと云ふのであれば別であるが、そうでない限り戶數割を根本的に改造するか又は戶數割を全廢して住民稅を設くべきである。但し地方附加稅の制限率の定め方と戶數割に代る住民稅の定め方との程度の問題については更に考へ直す餘地が存してゐる。

國稅の第一として所得稅の改正を考へる。株式配當金の四割控除の廢止、第二種所得の綜合課稅の原則の確立、累進稅率の引上げ、いづれも之を實現せねばならぬ。併し、株式配當金の四割控除の廢止と第二種所得の綜合課稅主義の確立と累進稅率の引上げとの三つが一度に起つたのに對し不平が出てゐる。社會正義の原則の要求から見て當然の事であるが、負擔の過重が揃つて加はる所に財界の安定を害する虞がある。第二種所得即ち金融資本關係の所得に對しては相當に遠慮して、或は控除査定の方法を探るとか、又は國債の利子、銀行預金の利子、貸付信託の利益に對しては「當分の内」綜合課稅を留保するとかの方法を講じ、源泉課稅より綜合課稅へ邁進する事によつて生ずる摩擦を極力避けてゐるのである。土地、家屋、營業、勤勞による所得が累進稅率を課せられてゐるのに、一たび第二種所得の區域に踏み込むと大レントナーも小レントナーも比例稅を負擔し而も第二種所得の大部分は相續稅を免れてゐるのである。かゝる差別待遇を當然の事として強行して行くのは果して妥當であらうか。稅法が金融機關を脅す事は財界の安定の上より避けねばならぬが、稅法に大なる治外法權を設ける事によつて始めて金融機關が發達し其の治外法權を多少でも縮めると金融機關が大打撃を受けると云ふ形は我國の金融機關の實力より見て面白くないのである。又株式配當金のみ四割を控除し他の所得と差別をつける事は如何にも

不合理であるから、之を是正せねばならぬ。併し税制整理案を其儘に實施する事には異議がある。第一に税率の上り方を緩和する必要がある。第二に株式配當金の四割控除を俄かに撤廢する代りに「當分の内」二割控除とするのが穩當で無からうか。第二種所得についても「當分の内」の條項を國債利子及び銀行預金の利子及び貸付信託の利益のみに限らず、地方債利子社債利子に及ぼすのも一方法である。然し免稅點を千圓に引下げる外は所得稅を凡て現状のままに置き株式配當金は四割控除を維持せよ第二種所得の源泉課稅は「當分の内」に止まらず永久に固守すべしと主張する議論に對しては、認識を異にする筆者は答ふる所を知らないのである。

相續稅の税率の引上げの問題であるが、第二種所得の源泉課稅を廢止し相續稅の課稅物件が洩れなく調査せられる際であるから、飛躍的の引上げは之を緩和する必要がある。尙、相續稅の現物給付の問題であるが、貨幣經濟の行はるる現代經濟社會に於ては現實問題としては實行不可能なりと答へる外ない。財産價格が下落した時に納稅者の要求により現物給付を許すのであれば、逆に財産價格が騰貴した所に國家は現物給付を要求し得べき筈である。又假りに現物給付を受くるとして、其の範圍を如何に定めるか其の現物の選擇を國家が握るか納稅者が握るかが難問題である。此の問題は林業家の苦しき體驗より出たものであつて一應は同情をするが、山林の評価とか年賦延納期間とかの方法で國家が緩和規定を設けてゐるのであるから、林業家も全財産を山林に集中し山林以外に殆んど他の財産を持つてゐないと云ふ時代錯誤の方針より醒むべく、兩々相まつて圓滿なる解決に進まねばならぬ。

最も問題とされてゐるのは財産稅と取引稅とであつて、本問題と直接關係を有してゐない手形交換所までが撤

回の要求をしてゐられる。非常時局が解消せりと斷言し且つ斷言し得る力を有してゐるのであれば兎に角、財産税と取引税との兩税を共に否定して非常時財政を如何に乗り切る目算があるのか。勿論、非常時局の財政を全部赤字公債で支辨し其の赤字公債の利子も更に赤字公債で支辨すると云ふ勇敢なる大藏大臣であれば別問題である。筆者は非常時財政の經費を凡て増税で支辨すべしと考へてゐない、非常時經費の大部分は赤字公債で調達せねばならぬが、せめて其の赤字公債の利子だけでも財産税取引税の自然増徴又は増率で支辨し悪性インフレーションの進行に基く副作用を消去し以て現代經濟機構を破局より救ふ必要ありと信じてゐる。試みに非常時局を考へて見る。赤字公債は山積する、物價は騰貴する。一時は中間景氣が出るがコストの騰貴の爲めに所得税、營業收益税等の収入が減少する。金利生活者、俸給生活者は収入が確定してゐるのに生活費が嵩まり、事實上は増税せられたのと同じ事となる。この際に性質のよい財産を所有し、貨幣價值の下落と共に所有財産價格を増して行く人には何らかの負擔をして貰はねばなりぬ。コストの見當がつかない非常時に所得を無理に計算せんとせば官民間の争が激しくなるから、萬人に異議のない取引高で満足し取引高に課税する取引税により非常時經費を支拂つて行くべきである。財産税と取引税とはこの意味に於て非常時財源である。

土地増價税、財産増價税のない我國に於ては平時より財産税を設ける必要あり、現に大正十一年の臨時財政調査會では第一案として財産税の創設を決議した。この財産税は個人のみ課し法人を免税してゐるが、税率千分の四乃至千分の十の累進税であり、免税點は一萬圓にすぎないから、今度の財産税とは比較にならない重いものである。勿論それは地租營業收益税を地方に委譲する事を前提としてゐるのであるが、地租家屋稅營業收益税を

市町村に還付する今日の税制整理案は大體の情勢を同じくしてゐる。財産税の長所は寧ろ非常時に存し、財産税の増収に基き巨額の戦費を支辨する事である。財産税の最も問題となるのは財産評價の方法であつて、其の方法の如何により良税とも悪税ともなる。財産税について注意すべきは今度の税制整理案が財産徴發的思想を少しも有してゐない事である。我國の大財産家の行動は必ずしも非難の餘地なしとは言はないが、他の一面に財界に重要なる社會的役割を演じ、優秀なる多數人材を養ひ社會事業に相當の寄附を惜まないものである。従て筆者は財閥を増税で壓迫する考へは少しもないのであるが、我が財閥は國家の非常時局に際し増税を通じて貢獻すべきであると信じてゐる。但し財産税法中の財産評價の方法に關しては多少檢討を加ふべき餘地がある。

非常時財源の第二たる取引税は營業税の外形標準の復活として評判がよくない。然し中小商工業者を壓迫し、無産大衆の消費生活を脅かすが故に撤回すべしとの説があるが、筆者は全く認識を異にするものである。免稅點三萬圓といふ制限を設けたから、營業收益税を納めてゐる人の中で僅か一割五分が取引税を納める事となる。更に個人營業收益税の免稅點を四百圓から六百圓に引上げる事になつてゐるから、營業收益税を納める人は約四割を減するわけである。即ち税制整理案が實施せられる場合を考へるのに、中商工業者の大多數は取引税を課せられる事なく小商工業者は營業收益税を免れるのである。問題は卸賣商が取引税により大なる苦痛を受ける事である。特に極めて薄利で國際市場に乗出してゐる大卸賣商を苦しめる事は國際收支の上から見てもよくないから輸出取引を免稅し緩和を圖つたのである。筆者は更に一つの緩和規定を提案したのである。有價證券移轉税に於ては業者間の取引に對して輕い稅率を課してゐるのであるが、外國の取引税の例にならひ卸賣商の取引に對し

低い税率を適用する事によつて摩擦を避け以て卸賣商の社會的機能を充分に發揮させたい。取引税は流通税であるから營業收益税程には商工業者を苦しめず、消費税程には大衆の消費生活を脅すものではない。現に米、肥料、其他の品目に對し免税規定を設けてゐるから消費者の生活に重壓を加へる心配が稀薄となるのである。勿論取引税は全然轉嫁せずと云ふのは間違ひであつて、其の負擔の半分を業者が支拂ひ、半分を消費者が支拂ふといふのが公平の處であらう。これに反し消費税は原則として消費者が其の全部を負擔するのである。若し大衆の消費生活を脅すが故に取引税を否定するのであれば、取引税以上に轉嫁の可能性の大なる消費税及び煙草專賣に對し何故に否定的態度に出ないのであらうか。世界三十數ヶ國は取引税を採用し、學者の中には取引税を租税制度の中軸とせんとするものすらある。如何に取引税は近代の色彩を帯びてゐるかを知る事が出来る。

往々非常時が到來した時に財産税と取引税とを採用しても遅くないといふ人がある。財産税の本體は財産評價方法の如何にあり、取引税の重心は取引税法施行細則にあつていづれも周密なる調査を前提とする。非常時の神經の興奮してゐる時に不用意にこの兩税を強行する事は果して妥當であらうか。寧ろ平時に財産評價の方法と取引税法施行細則との軌道を作つておき、非常時財政が脱線せぬ様に用意すべきである。財界も耳に快い議論のみに陶醉する事なく苦き藥をも味つて頂き度いものである。

從來發表せられたる反對論と云へば相續税、所得税、財産税、取引税の如き直接税又は準直接税に限られ間接消費税は一向に問題となつてゐない。然し直接税又は準直接税の輕減を圖らんとする要求を全部入れるとすると、どんな結果になるだらうか。煙草は已に値上げした。酒税、砂糖消費税、織物消費税は大した摩擦なく豫定通り

に引上げられるとする。間接消費税は議論なく承認し、直接税及準直接税は全部骨抜きとする。これで果して人心が安定するのであるか。折角新税制整理案で間接税偏重の我税制を正道にもどさんと努力したに拘らず又もや従来と同じ道を歩む事となつては何の爲めの税制改革か譯が分らなくなる。税制整理案をアカデミックなる名の下に一蹴する人があるが、利害關係が錯綜し時代の認識が區々に分れてゐる今日に於ては理論の筋を通す事こそ第一の急務である。

第四 税制整理案修正の限界

休會明け議會の第一日を終つたのみで廣田内閣が辭職し今や宇垣内閣が成立せんとする途上にある。廣田内閣倒壞の経緯より我國財政の將來を案するに、如何なる大藏大臣の下に於ても増税による經常部赤字の克服は必ず之を行ふべく、同時に社會正義の要求に基く租税制度の根本的整理も必ず之をなさねばならぬ。

従來、公けにせられた議論を見ると、何れも増税額を削らんと努力してゐる様である。増税に對し双手を舉げて贊成する人は一人も無いかも知れぬ。然し私有財産、私人所得を有してゐる人が國家の經費を支辨する爲めに私有財産、私人所得の幾分を提供する事を拒否すれば現代經濟機構は成立しなくなる。現に昭和五年國富千百一億圓の中で九百二十億圓は私有財産であり、國民所得百六億圓の中で百二億圓は私人所得である。かくて我國の必要とする經費は結局は私有財産、私人所得より之を支辨せねばならぬ。

假りに増税額を削るとすれば其の代り財源を求める必要があり其の方法は次の四つに分れる。

第一は經常費を減ずる方法であるが、國防費と文治費と國債費との何れを減すべきかが問題である。國債費は

低金利政策が一段落を告げ國債發行額が増してゐる際であるから、増しこそすれ減する事がない。然らば國防費と文治費との何れを削るかとなると、或は抵抗力の少い文治費に斧を加へる事になるかも知れない。經常費をかゝる方法で削る事は果して妥當であらうか。

第二は特別會計よりの繰入を増す方法である。專賣局益金の繰入の増加は已に終り、外地特別會計に餘り多くを期待する事は外地統治政策上より喜ぶべきでない。こゝに残されたる方法は企業特別會計に依頼する事であるが、實際問題としては大した期待を持ち得ない。

第三の方法は或種の増税を削るとともに其の代り財源を他の租税の増加に求めるのである。然し(一)中央財政と地方財政とに通ずる税制の根本的改革 (二)直接税と間接税との調和 (三)動産と不動産との負擔の均衡 (四)法人と個人との負擔の均衡 (五)非常時財源の涵養 (六)稅務行政の刷新と云ふ、誰しも異議の無い六目標を掲げ樹立せられたる税制整理案である。一部分を削つて他の部分に加へると云ふ事は全體の構造の上から見て不自然である。

最後に最悪の方法として絶対に避くべきは經常收入たる租税の缺陷を臨時收入たる赤字公債で補ふ事である。經常的赤字を克服し將來の財政計畫を樹立する事が今回の税制整理の題目であつて、これを裏切つては税制整理は無意味となる。この經常的赤字を其のまゝにした爲めに、井上藏相時代の四千萬圓増稅計畫が藤井藏相時代に更に増し遂に馬場藏相の三億圓増稅計畫となつたのである。國民に租税と云ふ請求書を示す事なくして不知不識の中に經常費を膨張せしめ、それによつて生じたる不足を臨時收入たる赤字公債で補ふ事を繰返へすと財界の將來は知るべきである。これ赤字公債の金額の問題に止まらず財政に對する認識の存否にかゝる。

増税を含む税制整理を一日も早く實現せねばならぬのは實に經常部赤字を克服するにあつた。議會が増税額を減ずる事ありとするも、其の補充は必ずや經常費の節約か他の經常收入の増加かによつて行ふべく、臨時收入たる赤字公債をもつて經常收入の不足を補ふ事は絶対に避けねばならぬ。勿論、現代經濟機構を破壊しても差支へないと云ふのであれば其れは全く別問題である。

筆者も決して財界の安定を犠牲にしてまでも社會正義の要求に邁進するものでない。小所得者に小さき負擔をかけ大所得者に大なる負擔をかける事は勿論であるが、大所得者を窒息せしめる如きことは極力これを避けたい。株式配當金の四割控除を「當分の内」二割控除とするのも一方法かも知れぬ。又「當分の内」の規定を社債利子・地方債利子に及ぼすのも一策である。所得税、相續税の稅率が飛躍的に上昇したのを緩和する必要があるかも知れぬ。有價證券移轉税で業者間の取引を軽く課税してゐるから、取引税でも卸賣商の取引を軽く課税する必要があるかも知れぬ。然し修正は程度の問題に止むべく、六大原則の變更は出来るだけ避けねばならぬ。税制整理案の修正を専ら大所得者、大商工業者の負擔の輕減のみに向ける如きは、時代の認識を餘りにも外れてゐるのである。こゝに税制整理案の修正の限界が存してゐる。

近く議會が再び開かれる事であらう。國策の中には本年中に解決しなくてもよいものもあるが、豫算ばかりは必ず成立せしむべく従つて税制整理も焦眉の急の問題となつてゐる。庶政一新は決して議會の租稅協贊權を束縛するものでなく議會は独自の立場で税制整理案を審議すべきである。然し我國の財政の整理は遷延を許さない事情にあるから、修正をする時にも必ず我國の財政を如何にして軌道に戻すべきかの建設的精神に基き之をなすべきである。後は野となれ山となれ式の問題の扱ひ方は、庶政一新の議會は敢てしないと信ずる。